

細 則

役員の選出および任命

1. 会則第9条第2項の理事選出手続は次の通りとする。

(1) 理事候補者の選出

(a) 役員改選年次の総会開催日より約2カ月前に、理事会は会員全員にはかり、任期連続6年に達すべき理事を除く現理事の中から、前回選挙時における得票数の順に上位6名の理事を残し、新たに次期候補者として推薦する者10名を加える。

(b) 各会員は5名に限り推薦することができる。指名された者が10名を超えるときは、推薦者の多い者から順に、同数の場合は抽選により、10名までを理事候補者とする。ただし、総会開催の日をもって67歳を超える者は理事候補者となることができない。

(2) 理事の選出

理事の選出は次の要領により総会においてこれを行う。

(a) 出席会員は理事候補者名を印刷した投票用紙により無記名で12名連記投票する。

(b) 得票数の順に、下位同数の場合は抽選により、12名までを当選とする。

(c) 13名以上を連記した投票は無効。11名以下を連記した投票は有効。選挙に際しては、理事候補者の略歴と業績を記載した資料を配布する。

(d) 選出の結果を総会において報告する。

(3) 理事の任命

理事会は必要に応じ、3名以内の理事を加えることができる。ただし、その任期は1年を超えることができない。

2. 会則第9条2項の監事選出手続は次の通りとする。

役員改選年次の総会において、新理事以外の正会員中より選出する。

支 部

会則第20条の支部について次のように定める。

- 原則として会員が10名以上存在する地域に支部を設けることができる。
- 支部を設立するときには、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 支部規約は、別に定める基準に従って各支部において定め、理事会の承認を得なければならない。
- 各支部は原則として、毎年3回以上研究会を開くものとする。
- 各支部の役員は、同支部に所属する会員の中から会則第10条の規定に従って定期的に互選し、その結果を理事長に報告しなければならない。

相談役・名誉会員に関する内規

- 本会は、会則第4条及び本内規により、功労者を相談役又は名誉会員にすることができる。
- (1) 相談役は、理事選挙において被選挙権がないことのほかは正会員と同じ権利義務を有し、理事長の諮問に応じ助言を与える。
(2) 名誉会員は、会費納入の義務を負わず、総会の議決及び役員選挙を除き、本会のすべての事業に参加することができる。
- 相談役の基礎資格は、理事歴通算12年以上又はそれに相当する学術・教育上の功績とする。
- 前条の基礎資格を有する者については、理事会は、相談役への推挙を検討し、原則として本人の内諾を得て総会に上程する。
- 名誉会員の基礎資格は、理事歴通算12年以上又はそれに相当する学術・教育上の功績を有し、かつ年齢が75歳以上とする。

6. 前条の基礎資格を有する者については、理事会は、名誉会員への推举を検討し、原則として本人の内諾を得て総会に上程する。ただし、名誉会員への推举又は内示を受けても、これを辞退することができ、相談役に就くことができる。
7. 正会員以外の者を名誉会員にする場合も、理事会は本内規に準じて審議し総会に上程する。

入会に関する内規

1. 入会に際しては、正会員2名の紹介を必要とする。
2. 入会希望者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。
3. 一般会員は、全国大会における最初の研究報告の申込に当たっては、支部長の推薦を得るものとする。一般会員は、論文審査などにより、理事会の承認を得て、正会員になることができる。
4. 院生会員は、全国大会における最初の研究報告の申込に当たっては、支部長の推薦を得るものとする。院生会員が就職した場合には、一般会員、または正会員への資格変更を理事長に申請するものとする。
5. 法人会員は、納付した参加人数枠の範囲内で不特定の人員を本会の支部会、全国大会に参加させることができる。
6. 法人会員は、全国大会においてワークショップを開催することができる。ただし、最初のワークショップの申し込みに当たっては、支部長の推薦を得るものとする。
7. 法人会員は、全国大会における最初の研究報告の申し込みに当たっては、支部長の推薦を得るものとする。

退会に関する内規

1. 任意退会
 - (1) 退会を希望する者は、文書をもって退会届を本部に提出し、退会時の年度の会費を含むすべての未納金を納めなければならない。
 - (2) 退会届を提出した者については、届を受理した日をもって退会したものとする。
2. 除籍
次の場合には除籍することができる。
 - (1) 本会の名誉を傷つけた場合
 - (2) 3年以上の会費を滞納し、本会から請求しても納入しない場合
 - (3) 届け出られた住所等に通信しても3か年以上連絡が取れない場合
3. 死亡
 - (1) 会員が死亡したときは死亡の日または理事長が死亡を知り得た日をもって退会したものとする。
 - (2) 会員または本会に貢献の大きかった者の死去に際し、理事長は弔意を表すため適当な処置を取ることができる。
4. 再入会
退会届を出した者が再び入会を希望するときは、入会と同じ手続きをしなければならない。ただし、申込書類のうち業績表は省くことができる。

研究年報委員に関する内規

1. 会則第18条により、研究年報委員は、研究年報に関する次の業務を行う。
 - (1) 研究年報の企画及び編集。ただし、研究年報委員は、執筆者から提出を受けた原稿の査読を行い、論文または研究ノートとしての採否を決定する。研究ノートに関する規定は、本会の論文に関する規定を準用する。
 - (2) 研究年報の発行、配布及び保管。
2. 研究年報委員は6名以上とし、委員長及び委員は、理事会の委嘱によるものとする。ただし、委員は、理事以外の委員にも委嘱することができる。
3. 研究年報委員の任期は、会則第19条第1項の規定通りとする。